

○大牟田市立多目的活動施設リフレスおおむた条例

平成11年4月1日条例第2号

改正

平成13年4月1日条例第7号

平成16年3月31日条例第43号

平成18年7月1日条例第25号

平成25年3月29日条例第67号

平成25年12月27日条例第38号

令和元年6月28日条例第10号

大牟田市立多目的活動施設リフレスおおむた条例

(設置)

第1条 市民の文化、スポーツ及び教養の向上並びに青少年の健全育成のための野外活動の充実を図るとともに、広域的な住民の交流の場を確保し、もって生涯学習の振興に資するため、本市に多目的活動施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 多目的活動施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 大牟田市立多目的活動施設リフレスおおむた

位置 大牟田市大字四ヶ1221番地

(事業)

第3条 大牟田市立多目的活動施設リフレスおおむた（以下「リフレス」という。）は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 宿泊を伴う学習活動に関する事業
- (2) 自然に親しむ活動に関する事業
- (3) スポーツ、レクリエーション及び野外活動に関する事業
- (4) 工作、美術その他文化教養の向上のための活動に関する事業
- (5) 施設の利用その他の便宜供与に関する事業
- (6) その他リフレスの設置の目的達成に必要な事業

(利用時間等)

第4条 リフレスの利用時間（宿泊に利用する場合を除く。）は、午前9時から午後9時30分までとする。

- 2 休所日の前日及び休所日には、リフレスに宿泊することができない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、利用時間を変更し、又はリフレスに宿泊することができない日を変更し、若しくは臨時に設けることができる。

(休所日)

第5条 リフレスの休所日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日とする。

- (2) 12月29日から翌年1月3日まで（前号に掲げる日を除く。）

- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、休所日を変更し、又は臨時に設けることができる。

(職員)

第6条 リフレスに所長その他必要な職員を置く。

(リフレスの利用対象者)

第7条 3人以上の団体でなければリフレスを宿泊に利用することができない。ただし、教育委員会が特に認めた場合は、この限りでない。

(利用の許可)

第8条 リフレスを利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。利用の取消し又は利用日時の変更その他利用の目的の変更をしようとするときも、同様とする。

- 2 教育委員会は、リフレスの管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(利用の不許可)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、リフレスの利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設、設備その他物件（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 「暴力追放宣言都市」としての目的達成を図るために、集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) 管理運営上支障があると認めるとき。
- (5) その他教育委員会が不相当と認めるとき。

(利用の停止及び許可の取消し)

第10条 教育委員会は、利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、リフレスの利用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

- （１） この条例又はこれに基づく教育委員会規則に違反したとき。
- （２） 利用の許可後において前条各号の理由に該当するに至ったとき。
- （３） 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- （４） 利用の許可に付けた条件に違反したとき。
- （５） 前各号に掲げるもののほか、教育委員会がリフレスの管理運営上支障があると認めるとき。

２ 前項の場合において、利用者に損害を及ぼすことがあっても、市は、その賠償の責めを負わない。

（権利の譲渡等の禁止）

第11条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（特別の設備等及び原状回復義務）

第12条 利用者は、特別の設備をしようとするとき、又は備付け以外の器具等を搬入し、利用しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

２ 教育委員会は、利用者に対し必要な設備をさせ、又は利用上制限を付けることができる。

３ 利用者は、その利用を終了したとき、又は利用の許可を取り消されたときは、直ちに前２項の設備、器具等を原状に復さなければならない。

４ 利用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会がこれを行い、その費用は利用者から徴収する。

（損害の賠償）

第13条 利用者は、リフレスの施設等を損傷し、又は滅失したときは、教育委員会の指示に従って、原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

（入場の制限）

第14条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者については、入場を拒み、又は退場を命じることができる。

- （１） 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる行為をし、若しくはこれらに該当する物品、動物等を携行する者又はそのおそれがあると認められる者
- （２） その他リフレスの管理運営上支障があると認められる者

（使用料）

第15条 利用者は、別表に定めるところにより算出した額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の使用料を納入しなければならない。

2 前項の使用料は、利用の許可と同時に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、利用後に納入することができる。

3 施設の付属設備等の使用料については、教育委員会規則で定める。

（使用料の減免）

第16条 市長は、公益上その他の規則で定める特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第17条 既に納めた使用料は、返還しない。ただし、市長は、規則で定める場合に該当するとき、その全部又は一部を返還することができる。

（指定管理者による管理）

第18条 リフレスの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定によりリフレスの管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、リフレスの利用時間を変更し、又はリフレスに宿泊することができない日若しくは休所日を変更し、若しくは臨時に設けることができる。

3 第1項の規定によりリフレスの管理を指定管理者に行わせる場合は、第7条から第10条まで（第9条第5号を除く。）、第12条、第13条本文及び第14条の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第10条第2項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定によりリフレスの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がリフレスの管理を行うこととされた期間前に第8条の規定による教育委員会の許可を受けている者は、当該指定管理者の許可を受けた者とみなす。

5 第1項の規定によりリフレスの管理を指定管理者に行わせた後に引き続き教育委員会が指定管理者を指定しない場合において、当該リフレスの管理を行った指定管理者の指定の期間の終了前に第3項の規定に基づき読み替えて適用する第8条の規定による当該指定管理者の許可を受けている者は、教育委員会の許可を受けた者とみなす。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第19条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業の実施に関すること。
- (2) 第7条から第10条までに規定する利用の許可等に関すること。
- (3) 第12条に規定する特別の設備等の許可及び原状回復に係る費用の徴収等に関すること。
- (4) 第13条本文に規定する損害賠償に係る指示に関すること。
- (5) 第14条の規定により入場を禁じ、又は退場を命じること。
- (6) 施設等の維持及び修繕に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務
(利用料金)

第20条 リフレスの管理を指定管理者に行わせる場合は、第15条の規定にかかわらず、利用者は、リフレスの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納入しなければならない。

- 2 利用料金の額は、リフレスの施設（冷暖房を含む。）については別表に、当該施設の付属設備等については教育委員会規則に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。
- 3 指定管理者は、教育委員会規則で定めるところにより、利用料金の減免又は返還をすることができる。
- 4 第1項の規定により納入された利用料金は、法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入として収受させる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第21条 指定管理者は、法令、この条例及びこれに基づく教育委員会規則その他教育委員会が定めるところにより、リフレスの管理を行わなければならない。

(指定管理者の指定の手続)

第22条 教育委員会は、法第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者を指定しようとするときは、教育委員会規則で定めるところにより、公募するものとする。ただし、施設の管理運営上緊急に指定管理者を指定しなければならないとき、その他公募を行わないことについて合理的な理由があるときは、この限りでない。

(指定管理者の指定の申請)

第23条 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書にリフレスの管理業務に関する事業計画書（以下「事業計画書」という。）その他教育委員会規則で定める書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

（指定管理者の指定）

第24条 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、法人その他の団体であつて次の各号に掲げる要件を満たすものを指定する。

- （1） リフレスの管理を行うに当たり、住民等の平等な利用を確保することができること。
- （2） 事業計画書の内容が、リフレスの効用を最大限に発揮させるとともに、管理業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- （3） 事業計画書に沿ったリフレスの管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。
- （4） その他リフレス設置の目的を達成するために教育委員会が別に定める要件

（指定管理者の指定等の公告）

第25条 教育委員会は、指定管理者を指定したとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

（補則）

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。（平成11年5月教委規則第2号で、同11年5月14日から施行）

付 則（平成13年4月1日条例第7号）

- 1 この条例は、平成13年6月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の大牟田市立多目的活動施設リフレスおおむた条例の規定により利用の許可がなされたものに係る使用料については、なお従前の例による。

付 則（平成16年3月31日条例第43号）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の大牟田市立多目的活動施設リフレスおおむた条例の規定により利用の許可がなされたものに係る使用料については、なお従前の例による。

付 則（平成18年7月1日条例第25号）

- 1 この条例は、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 施行日前においても、指定管理者の指定に関し必要な行為は、改正後の大牟田市立多目的活動施設リフレスおおむた条例第22条から第25条までの規定により行うことができる。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の大牟田市立多目的活動施設リフレスおおむた条例の規定により利用の許可がなされた者に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則（平成25年3月29日条例第67号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成25年12月27日条例第38号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（大牟田市立多目的活動施設リフレスおおむた条例の一部改正に伴う経過措置）

第23条 第28条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の大牟田市立多目的活動施設リフレスおおむた条例の規定により利用の許可がなされているものに係る使用料については、なお従前の例による。

付 則（令和元年6月28日条例第10号）

- 1 この条例中第1条の規定は令和元年7月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。
- 2 第2条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の大牟田市立多目的活動施設リフレスおおむた条例の規定により利用の許可がなされているものに係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第15条・第20条関係）

1 屋内宿泊使用料

区分	使用料 (1人1泊)	冷暖房料 (1人1泊)
一般	1,320円	220円
高校生・大学生	880円	220円
中学生以下	550円	220円

備考

- 1 使用料には、料理室及びキャンプ場の使用料を含む。

- 2 「高校生・大学生」には、これらに準じる者を含む。
- 3 「中学生以下」とは、4歳以上16歳未満の者（前項に規定する者を除く。）をいう。
- 4 「一般」とは、前2項に規定する者以外の者で18歳以上のものをいう。
- 5 冷房又は暖房の利用期間は次のとおりとし、当該利用期間においては使用料に冷暖房料を加算する。ただし、当該利用期間以外の期間についても、利用者の申出により冷房又は暖房を利用できるものとし、利用する場合においては冷暖房料を加算する。

冷房 7月1日から9月30日までの間

暖房 12月1日から3月31日までの間

2 学習施設使用料

区分	使用料 (1時間当たり)	冷暖房料 (1時間当たり)
研修室A	330円	165円
研修室B	330円	165円
研修室C	330円	165円
音楽室	330円	165円
創作室	550円	165円
料理室	550円	110円
和室A	330円	110円
和室B	440円	110円
和室C	220円	110円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の時間がある場合は、1時間とみなす。
- 2 利用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含む。
- 3 冷房又は暖房の利用期間は次のとおりとし、当該利用期間においては使用料に冷暖房料を加算する。ただし、当該利用期間以外の期間についても、利用者の申出により冷房又は暖房を利用できるものとし、利用する場合においては冷暖房料を加算する。

冷房 7月1日から9月30日までの間

暖房 12月1日から3月31日までの間

3 体育施設等使用料

(1) 体育施設使用料

区分	使用料 (1時間当たり)
アリーナ全面	660円
アリーナ2分の1面	330円
アリーナ4分の1面	165円
ステージ	110円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の時間がある場合は、1時間とみなす。
- 2 利用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含む。

(2) クライミングウォール施設使用料

区分	使用料 (1時間当たり)
個人使用(1人につき)	165円
専用使用	1,100円

備考

- 1 使用料には、ステージの使用料を含む。
- 2 利用時間に1時間未満の時間がある場合は、1時間とみなす。
- 3 利用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含む。
- 4 キャンプ場等使用料

(1) キャンプ場使用料

区分	使用料 (1人1泊)
一般	220円
高校生・大学生	165円
中学生以下	110円

備考

- 1 使用料には、宿泊しないで利用する場合を含む。
- 2 「高校生・大学生」には、これらに準じる者を含む。

3 「中学生以下」とは、4歳以上16歳未満の者（前項に規定する者を除く。）をいう。

4 「一般」とは、前2項に規定する者以外の者で18歳以上のものをいう。

(2) その他施設設備使用料

区分	単位	使用料	冷暖房料
バンガロー	1棟1泊	3,300円	880円
常設テント	1張り1泊	2,200円	—
テントサイト	1張り分1泊	550円	—

備考

1 使用料には、宿泊しないで利用する場合を含む。

2 冷暖房料は、1棟1泊当たりの金額とし、宿泊しないで利用する場合も同額とする。

3 冷房又は暖房の利用期間は次のとおりとし、当該利用期間においては使用料に冷暖房料を加算する。ただし、当該利用期間以外の期間についても、利用者の申出により冷房又は暖房を利用できるものとし、利用する場合においては冷暖房料を加算する。

冷房 7月1日から9月30日までの間

暖房 12月1日から3月31日までの間